Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

土浦の宝物④　日本三大花火大会「土浦全国花火競技大会」

会長 清野 宏之　幹事 阿部 彰
■ 例 会 場　ホテルマロウド筑波 TEL.029-822-3000
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-src.jp
■ Eメール　info@tsuchiura-src.jp

2019～2020年度
国際ロータリーテーマ
ロータリーは
世界をつなぐ

地区 HP　地区行事予定

2019年10月1日　11号
2019年9月24日　第4例会報告

1．点　　鐘　　清野会長
2．ロータリーソング斉唱
　（奉仕の理想）
3．幹事報告　　阿部幹事
4．委員会報告
5．ニコニコBOXの発表　　小城副ＳＡＡ
6．出席状況報告　　出席委員会
7．会員卓話
　「税制改正」について　　井坂雄祐会員
8．点　　鐘　　清野会長
9．ロータリーソング斉唱
　（それでこそロータリー）

（司会進行　塚﨑ＳＡＡ）

本日のプログラム
米山月間に因み，米山記念奨学生の石志寛さんからお話を伺います。

次週のプログラム
10月8日(火)は18時～例会，例会終了後 お月見懇親会です。土浦駅東口から17時30に送迎バスが出ます。
例会場は，さくらガーデンです。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
94	68	8	73.12	なし	4・5・6・7・9	7	80.65

【委員会報告】

国際奉仕委員会　　中　山　元　章　委員長

本日，例会終了後，例会会場にて「大甲扶輪社46周年記念式典参加及び土浦南ＲＣ創立55周年ＰＲキャラバン隊」の説明・事前打ち合わせを行いますので，ご参加ください。宜しくお願い致します。

ゴルフ同好会　　楢　戸　憲　一　ゴルフ同好会幹事

本日，メンバー表をお配り致しました。10月3日，どうぞ宜しくお願い致します。

【会員卓話】

改正消費税法について　　井　坂　雄　祐　会員

１．改正消費税法とは？
　①　税率が変わる！
　②　軽減税率の導入！!
　③　控除要件が変わる！!!

２．税率が変わる！
　標準税率
現　行　８％（消費税率6.3%　地方消費税率1.7%）
改正後　10%（消費税率7.8%　地方消費税率2.2%）
※経過措置…現行税率８％が適用されるもの
・旅客チケット，レジャー施設チケット等で9/30までに購入したもの
・3/31までに契約した請負工事，リース，家賃等

３．軽減税率の導入！!
８％（消費税率6.24%　地方消費税率1.76%）
対象となるもの
①　飲食料品（アルコール・外食を除く）
・人が食べられる物が対象（「食品表示法」で判断）
・アルコールは酒税法の「酒類」に該当するもの
（アルコール分１％以上）
・テイクアウトの判断…購入時の意思
・一体資産（セット販売）の判断基準…１万円以下，2/3以上が飲食品
②　新聞（一般社会的事実を掲載・週２回以上発行・定期購読契約）
・スポーツ新聞も対象

4．控除要件が変わる！!!

① 現行の控除要件…請求書等保存方式

・作成者の名前　・取引年月日　・取引の内容

・取引金額　　・書類を受ける者の名前

※例外

３万円未満，止むを得ない理由あり，小売業・飲食店業等の「上様」

② 区分記載請求書等保存方式（時限措置）…改正後令和５年９月まで

「請求書等保存方式」の要件プラス

・軽減税率の対象である旨　・税率ごとの合計額

③ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）…令和５年10月から

「区分記載請求書等保存方式」の要件プラス

・インボイス事業者登録番号　・税率ごとの消費税額

※例外

小売業・飲食店業・旅行業・タクシー業等は「上様」ＯＫ（相手方の名前不要：適格簡易請求書）

5．インボイス制度で変わること

① 「適格請求書等」は，インボイス発行事業者しか発行できない！

② インボイス発行事業者の登録方法（令和５年10月１日から適用）

令和３年10月１日～令和５年３月31日までに，税務署に申請

③ インボイス発行事業者は「課税事業者」に限り，免税事業者は対象外！

免税事業者とは基準期間の課税売上高が１千万円以下

④ そもそも，消費税とは？

売上にかかる消費税額から仕入等にかかる消費税額（控除要件を満たすものに限る＝控除対象仕入税額）を引いた残額を納付

⑤ インボイスでないと仕入税額控除ができなくなる！

取引高が改正前と変わらなくても，消費税の納税額が大幅増！

※例外

公共交通機関の交通費，自動販売機，古物商・宅建業・リサイクル業者等の仕入れ，従業員の日当・通勤手当等

⑥ ６年間の経過措置

・令和５年９月30日まで　全額控除

・令和８年９月30日まで　80％控除

・令和11年９月30日まで　50％控除

・以後控除不可！

⑦ 取引先の選別？取引先の免税事業者に対して，登録の説明や依頼？

取り引きは継続して，仕入税額控除をあきらめる？

☆事業者，経理担当者，会計事務所の負担大幅増！!!!!!

※説明を解りやすくするために，一部私見が入っております。実際の経理処理・税務に関する個別の取扱いについては，顧問税理士にご相談下さい

改正消費税法≪各制度の導入スケジュール≫

		令和元年10月	令和2年10月	令和5年10月	令和8年10月	令和11年10月
		現行制度	改正後			
★	税率	8%	10%（軽減税率8%）			
★	控除要件	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式（インボイス制度）		
	売上税額の計算		みなし計算の特例	①仕入割合（卸売・小売業のみ） ②10営業日割合 ③50%		
	仕入税額の計算		みなし計算の特例	※令和2年9月30日を含む事業年度末日まで ◎売上割合（卸売・小売業のみ）		
	簡易課税		届出書の提出時期の特例	※令和2年9月30日を含む事業年度末日まで ◎後から選択可能		
★	免税事業者からの仕入	全額控除		80%控除	50%控除	控除不可